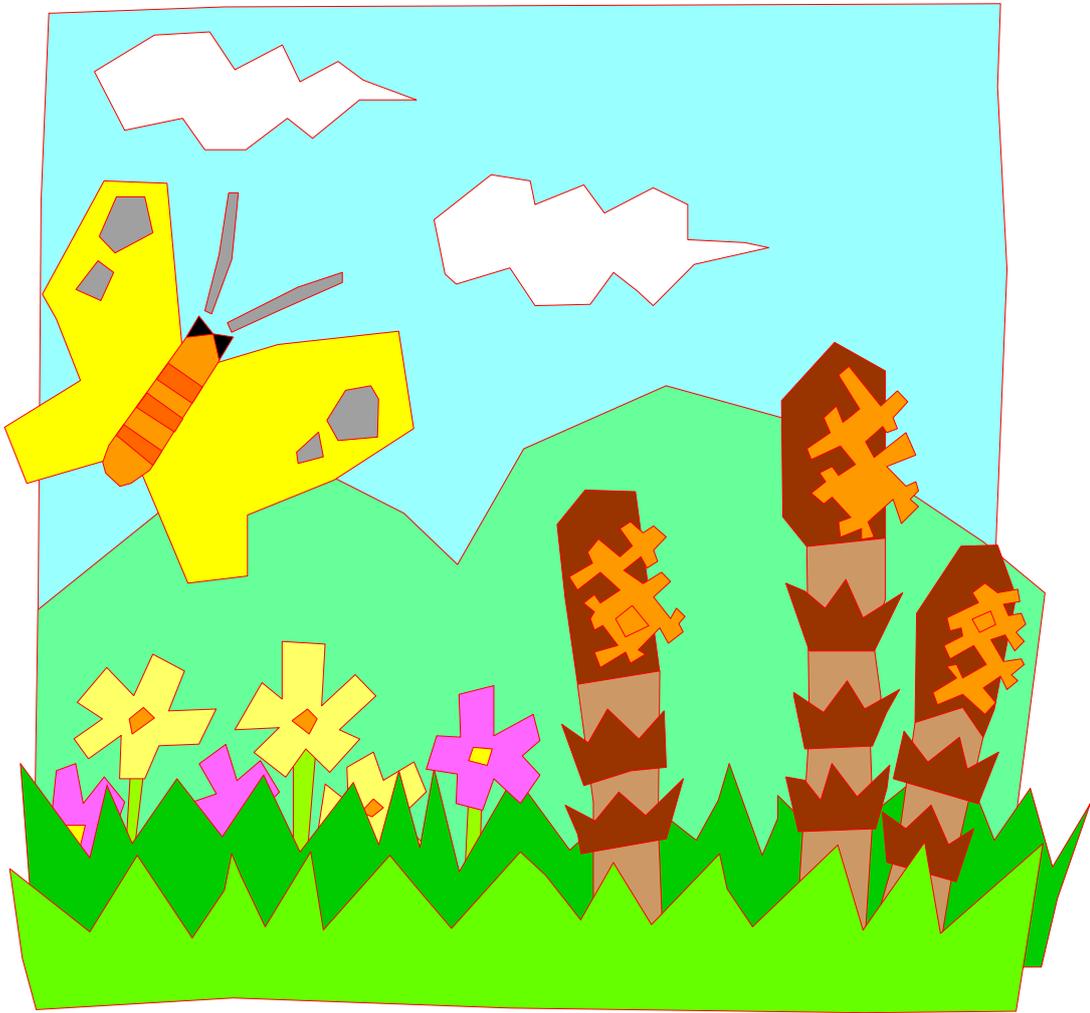


生活保護のしおり

～生活保護を受けるにあたって～



伊那市福祉事務所

(令和2年7月)

＝ 生活保護を受けるにあたって ＝

生活保護は、日本国憲法第25条の理念にもとづき、病気や高齢、失業などで生活に困ったときに、健康で文化的な最低限度の生活を送る権利を保障することができるよう国が決めた基準により最低限度の生活費や医療費などを援助する制度です。

生活保護を受けるにあたっては、世帯自身も、利用できる資産、能力、その他あらゆるものを活用し、自立に向かって努力することが必要です。また、扶養義務者の扶養、他の法律による扶助は、生活保護に優先して行われるものとされています。ただし、急迫している場合は申請を妨げるものではありません。

伊那市福祉事務所では、生活保護を受けている世帯が自分たちの力で一日も早く生活ができるように、制度の範囲内でできる限りの支援をします。

何かわからないことや困ったことがありましたら、伊那市福祉事務所の地区担当員（ケースワーカー）にご相談ください。個人の秘密（プライバシー）は固く守ります。

生活保護には、8種類の扶助があります

＝保護の種類＝

生活扶助	生活に必要な食費や光熱水費など
住宅扶助	家賃、地代または、住宅の修理費など
教育扶助	義務教育に伴う必要な学用品費、給食費など
介護扶助	介護サービスを受ける場合の介護に必要な費用
医療扶助	病気や怪我などをした場合の医療費
出産扶助	出産に要する費用
生業扶助	職能技術を身に付けるための費用や就職準備などの費用
葬祭扶助	葬儀などに要する費用

必要に応じて、国で定めた基準の範囲内で支給されます。

一緒に生活している人を一つの世帯として、その世帯の「最低生活費」と「すべての収入」とを比較して要否を決めます。

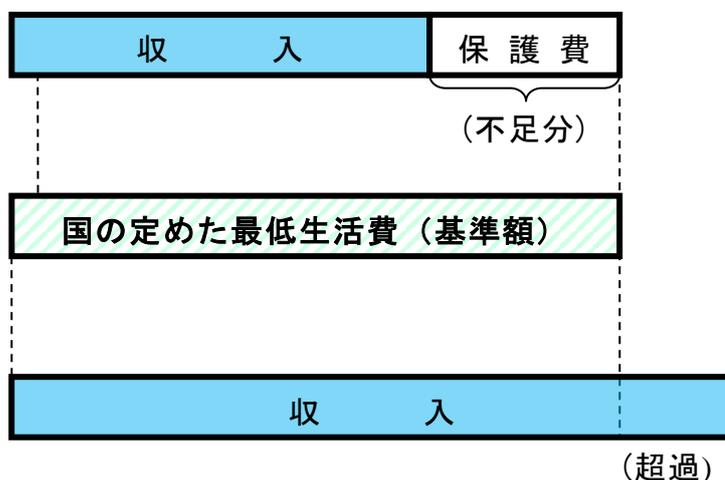
＝ 生活保護の要否判定 ＝

医療や介護保険による介護サービスが必要な人は、医療費あるいは介護サービスの自己負担分についても、最低生活費と合計し、そのうえで「すべての収入」と比較して要否を決めます。

- 最低生活費とは、年齢別、世帯構成別などにより国が定めた額です。
- 収入とは、給与、仕送り、年金、手当、保険金、借入金、米、野菜などの金銭や物品などのすべてです。（働いて得た収入などに対しては、控除制度があります。）

生活保護受給の場合

- 収入が最低生活費を下回るため、その不足分について保護が受けられます。



生活保護が受けられない場合

- 収入が最低生活費を上回るため、保護を受けることができません。

＝ 生活保護を受ける人の権利 ＝

- 正当な理由がなければ、保護費を減額されたり、生活保護を廃止されたりすることはありません。
- 保護費や保護の物品に対して税金をかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。
- 生活保護の決定処分に不服があるときは、不服審査の申立をすることができます。なお、日本国籍を有しない方に対する生活保護の決定処分に際しては、不服審査の申立が認められていません。

＝ 保護を受ける人の義務 ＝

●生活上の義務

- ア 働ける人は、能力に応じて働くこと。
- イ 病気の方は、医師の指示に従い、一日も早く治すように努力すること。
ただし、必要以上に受診していると認められる場合（頻回）や同じ傷病で複数の医療機関を受診していると認められる場合（重複）は、適正受診に向けての指導や指示を行います。
- ウ 支出の節約を図り、計画的な暮らしを心がけること。（パチンコや競馬、飲酒などに興じないこと。）
- エ 借金はしないこと。
- オ その他、生活の維持、向上に努め、自立できるように努力してください。

●福祉事務所への届出の義務

次の場合は、必ず届け出を行ってください。届け出のない場合は、生活保護が停廃止される場合があります。

- ア 住所を変えるとき。（事前に必ず相談してください。）
- イ 家賃や地代が変わるとき。
- ウ 仕事を新しく始めたり、やめたり、変えたとき。（就職、転職、休職、失業、開業、廃業など）
- エ 働いている収入（賞与を含む）を得ている人は、必ず、毎月、収入明細書などを提出してください。なお、福祉事務所が働くことが可能と判断した人は、働いていない人であっても、毎月、福祉事務所へ求職活動等の状況を申告することを義務付けています。
- オ 各種年金（老齢年金、障害者年金、厚生年金、共済年金、農業者年金など）や各種手当（児童扶養手当、介護手当など）をもらうようになったときや支給される額が変わったとき、廃止のときは、支給通知書等を提出してください。
- カ その他、金銭や物品などを受け取ったとき。
- キ 自分の力で生活ができる見通しがついたとき。
- ク 介護扶助を受ける場合、介護サービスの内容や指定居宅介護支援事業者（ケアプラン作成事業者）などを変更等する場合は、前もって連絡していただくとともに、必ずケアプランの写しを提出してください。
- ケ 家族に変わったことがあったとき。（出生、死亡、転入、転出、入学、退学、転校、休学、卒業、病気、入退院、交通事故、家出、結婚など）
- コ その他、生活状況に変動があったとき。

●指示等に従う義務

生活保護法に基づき、伊那市福祉事務所が被保護者に対し、必要な指導または指示をしたときは、これに従うこと。

●費用返還義務

急迫の場合等において、資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは保護金品に相当する金額を返還すること。

次のようなときには、生活保護の停止または廃止となります。

＝ 生活保護の停止及び廃止 ＝

- ア 生活維持や向上の努力により、自分で生活ができるようになったとき。
- イ 多額の収入があったとき。
- ウ 他の法律により生活ができるようになったとき。
- エ 前の「保護を受ける人の義務」を守らなかったとき。
- オ 福祉事務所の指導や指示に従わなかったとき。
- カ 必要な調査を正当な理由なく拒んだり、妨害したとき。
- キ 市外へ転出したとき。（転出先の福祉事務所での申請が必要です。）

＝ 保護費の受け取り方 ＝

●支給日

原則として毎月5日です。ただし、5日が土曜日や日曜日、祝日のときは、直前の平日になります。

●口座振替払い

支給日に指定された口座へ入金します。

●その他

保護開始後、最初の支給は伊那市役所福祉相談課窓口で支給します。印鑑（認印でも可）を必ず持参してください。

＝ 受診のときの注意事項 ＝

- 生活保護の開始後は、国民健康保険証の使用はできません。（後期高齢者証等も使用できません。）会社の健康保険証は、そのまま使えます。
 - 病気や怪我をした場合は、生活保護法による指定医療機関で治療を受けることになります。事前に福祉事務所の担当ケースワーカーへ申し出を行い、必要な手続きを行った上で受診してください。（医療機関であっても、生活保護法による指定医療機関でない場合は扶助できませんので、必ず事前に担当ケースワーカーに確認してください。）
 - 次の場合は、必ず担当ケースワーカーに連絡してください。
ア休日、夜間に急病等で受診した場合は、翌日連絡してください。
イ施術（柔道整復、あんま、マッサージ、はり、きゅう）を希望する場合は、事前に相談をしてください。
 - 通院にかかる交通費については、相談してください。
- *生活保護を申請し決定するまでの間に受診する時も、必ず事前に福祉事務所（伊那市役所福祉相談課）へ連絡してください。また、医療機関へは生活保護を申請中であることを伝えてください。

二 生活保護受給に伴う減免制度 二

* 下記の減免については、本人の手続きにより適用されます。

項 目	内 容	申請する窓口	備 考
固定資産税	生活保護開始後の未到来納期分から減免(共有資産の場合該当者の持ち分のみ)	市役所 税務課資産税係	医療扶助のみの受給者は除く
市県民税	生活保護開始後の未到来納期分から減免	市役所 税務課市民税係	医療扶助のみの受給者は除く
国民年金保険料	生活保護受給中の保険料は全額免除	市役所 健康推進課 国民年金係	
NHK 受信料	申請月より全額免除	NHK 長野放送局	放送受信料免除申請書で申請。 生活保護廃止後、必ず NHK 長野放送局へ連絡する。



あなたの世帯を担当するケースワーカーがいます。

＝ 担当ケースワーカー（担当員） ＝

- ケースワーカーは、保護の相談に来られた方の相談を受けたり、適正な保護を行ったりするために、定期的に家庭訪問を行います。
- 保護を受けている世帯が生活の向上や自立した生活ができるようになるには、どうすればいいか一緒に考えます。困ったことや分からないことは、相談してください。
- この他に、福祉事務所の協力機関として民生委員がいます。

このしおりは、生活保護の取扱いについて、そのすべてをまれなく説明したものではありません。詳しい制度については、担当ケースワーカーに相談してください。

あなたの担当ケースワーカー（担当員）は

氏 名 _____

連絡先 〒396-8617

伊那市下新田 3050 番地 伊那市福祉事務所

伊那市役所 福祉相談課 電話 78-4111（内線 2363～2364）

確かに説明を受けました。

令和 年 月 日

住所

氏名

印

× ㄇ